

# 公益社団法人京都染織文化協会

## 助成規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人京都染織文化協会（以下「協会」という。）が歴史ある染織技術を継承し、啓発することを目的に、活発に取り組みを行う団体の、営利目的でない事業に対する助成金等の交付に関して、必要な事項を定めるものである。

(助成の対象となる事業)

第2条 この助成金等の交付の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 染織技術の研鑽・向上のための事業
- (2) 染織技術に関する展示公開等による一般社会への啓発事業
- (3) その他染織技術の創造に寄与するために必要な事業

(助成金等の交付申請)

第3条 助成金等の交付を受けようとする団体は、申請文書と共に開催要項等事業趣旨が詳しく書かれたものを添付して、毎年度、次に掲げる期日までに、協会理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

全期 2月15日（翌年度4月から3月までの間で実施するもの）

(助成金等の審査)

第4条 助成金等の審査は、直接の利害関係者の関与を排除するため、次に掲げる段階の審査、協議を経て、可否の決定を行う。

第一段階 当協会が依頼する学術研究者、染織専門家、文化財保護機関等の専門家で組織する選考委員（以下「選考委員」という。）によるヒアリング審査を行い、選考委員は染織技術を啓発する観点から可否の見解を明らかにして理事長に報告を行なう。

第二段階 理事長は、選考委員の見解に基づき、第5条を行使して理事会を開催し最終決定を行う。なお、助成金等の交付を受けようとする団体と利害関係のある理事は判断の決定権を放棄しなければならない。

(助成金等の交付決定)

第5条 理事長は、助成金等の交付の申請があったときは、選考委員のヒアリング見解を参考にするとともに申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査を行ってその内容を調査し、理事会を開催して交付の可否を決定する。

2 理事会は前項の場合において、適正な交付を行うために必要があるときは、助成金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて助成金等の交付の決定をすることができる。

(助成金等の交付条件)

第6条 理事会は、助成金等の交付の決定をする場合において、助成金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付けるものとする。

- (1) 事業を中止し、又は廃止する場合においては、理事会の承認を受けるべきこと。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに理事長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (3) その他理事会が必要と認める事項。

(決定の通知)

第7条 理事長は、理事会で助成金等の交付の決定をしたときは、その決定の内容及びこれに条件を付けた場合には、その条件を助成金等の交付の申請をした者（以下「助成事業者」という。）に速やかに通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 助成事業者は、前条の規定による通知を受領した場合において助成金等の交付決定の内容、又はこれに付けられた条件に不服があるときは、理事長の定める期日までに、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、助成金等の交付決定は、なかったものとみなす。

(事業計画の変更)

第9条 助成金等の交付決定を受けた事業（以下「助成事業」という。）に変更が生じたときは、助成事業者は、速やかにその旨を文書にて理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、変更が軽微なものについては、これを省略することができる。

2 理事長は、前項の変更承認をする場合において、助成金等の交付の目的を達成するために必要なときは、変更承認の条件を附することができるものとする。この場合においては、助成事業者に対し助成事業変更承認書にて通知す

る。

(助成事業の遂行)

第 10 条 助成事業者は、助成金等の交付決定の内容及びこれに付けた条件に従い、誠意をもって助成事業を行わなければならない。助成金等を他の用途へ使用してはならない。

(事業の完了報告)

第 11 条 助成事業者は、理事長の定めるところにより、助成事業が完了したとき（助成事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、助成事業の成果を記載した報告書に必要な書類を添えて理事長に報告しなければならない。助成金等の交付決定に係る会計年度が終了した場合も、同様とする。

(助成金額の決定、交付)

第 12 条 理事長は、助成事業完了に伴う報告書の提出があったときは、報告書等の書類の審査及び選考委員を伴った現地調査等により、その報告に係る助成事業の成果が助成金等の交付決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に通知するものとする。

(助成事業の調査)

第 13 条 理事長は、助成事業について、必要に応じ助成事業者に対し報告させ、又は当協会職員にその事務所等に立ち入り、帳簿書類等を調査させ、若しくは関係者に対し質問させることができる。

2 理事長は、前項の規定による調査等により、助成活動が助成金等の交付決定の内容又はこれに附した条件に適合していないと認めるときは、助成事業者に対し、これを適合させるための措置をとるべきことを指示することができる。

(助成金交付の取り消し及び返還)

第 14 条 理事長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金等の交付を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 助成金等の交付の申請、計画変更及び完了報告等の手続きについて虚偽の申告、不正の事実があった場合。
- (2) 助成金等を事業の目的以外に使用したとき。
- (3) 事業の実施に当って、不正な行為があると認められたとき。
- (4) 事業の実施について、助成金等の交付決定の内容又はこれに附した条件に違反していると認められる場合。
- (5) 助成事業者が第 12 条に規定する調査等を正当な理由なく拒み、妨げ又は忌避し、若しくは理事長の指示に従わない場合。
- (6) その他この規定に定めるところに違反したと認められる場合。

付 則

この規程は、平成 16 年 7 月 6 日より施行する。

**助成事業審査選考委員**

氏名	所属
北川 満哉	学芸員
北野 裕子	文学博士 龍谷大学社会科学研究所客員研究員